

特集1 一億総活躍社会の実現に向けて

第1節 一億総活躍社会とは

1 経済社会の現状

3年間のアベノミクス（大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略）は、国民総所得や税収の増加など、大きな成果を生み出した。日本企業の収益は、史上最高の水準に達しており、また、就業者数は100万人以上増え、ベースアップが3年連続、多くの企業で実現見込みとなり、有効求人倍率が24年ぶりの高水準となる等、企業収益は、着実に雇用や賃金に回っている。日本経済はデフレ脱却が見えてきており、実質賃金は昨年下半期からプラスに転じている。その一方で、個人消費や設備投資といった民需に力強さを欠いた状況となっている。

こういった我が国の経済成長の隘路の根本には、少子高齢化という構造的な問題がある。この30年ほどの間で、出生率は大幅に低下（1984（昭和59）年の1.81から2005（平成17）年の1.26までに低下し、その後も1.3～1.4程度で推移）し、一方で高齢化率は着実に上昇している（1984年の9.9%から2014（平成26）年の26.0%）。さらに、日本の総人口は、2008（平成20）年を境に減少局面に入っている。一旦、人口が減少し始めると、減少スピードは今後加速度的に高まっていき、2020年代初めは毎年60万人程度の減少であるが、それが2040年代頃には毎年100万人程度の減少スピードにまで加速し、このままでは2100年には人口5,000万人を切ることが推計されている。

2 一億総活躍社会の意義

こうした現状を踏まえ、2015（平成27）年9月、安倍内閣総理大臣は少子高齢化という構造的な問題に真正面から取り組んでいくとの姿勢を表明し、一億総活躍社会の実現を目標に掲げた。一億総活躍社会は、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である。

全ての人々が包摂される社会が実現できれば、安心感が醸成され、将来の見通しが確かになり、消費の底上げ、投資の拡大にもつながる。また、多様な個人の能力の発揮による労働参加率向上やイノベーションの創出が図られることを通じて、経済成長が加速することが期待される。

このように、一億総活躍社会は、アベノミクスによる成長の果実を活用して、子育て支援や社会保障の基盤を強化し、それが更に経済を強くするという新たな経済社会システム創りに挑戦するものであり、究極の成長戦略である。

3 新たな三本の矢

少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが活躍できる一億総活躍社会を創っていくため、「戦後最大の名目GDP600兆円」、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」という目標を掲げ、この3つの的に向かって新しい3本の矢を放つ。

新たな第一の矢は、「希望を生み出す強い経済」である。イノベーションと働き方改革による生産性の向上と労働力の確保により、サプライサイドを強化するとともに、経済の好循環を回し続け、潜在的な需要を掘り起こして内需を拡大していく。地方に眠る可能性を更に開花させる。既存の規制・制度の改革を断行する。あらゆる政策を総動員していくことにより、「戦後最大の名目GDP600兆円」の実現を目指すものである。

新たな第二の矢は、「夢をつむぐ子育て支援」である。18～34歳の独身者の約9割は「いずれ結婚するつもり」であり、結婚した場合に欲しい子どもの数は男性2.04人・女性2.12人となっている。また、既婚者の予定する子どもの数は2.07人である。こうした若い世代における結婚・出産に関する希望が叶うとした場合に算出される出生率を「希望出生率」として、一定の仮定に基づく計算を行えば、概ね1.8程度となる。2015（平成27）年の合計特殊出生率（概数）は1.46となっている。一億総活躍の最も根源的な課題は、人口減少問題に立ち向かうこと。そのために、一人でも多くの若者たちの、結婚や出産の希望を叶える。これが「希望出生率1.8」の目標である。安心して子供を産み育てることができる社会を創る。子供たちの誰もが、頑張れば大きな夢をつむいでいくことができる社会を創り上げるものである。

新たな第三の矢は、「安心につながる社会保障」である。介護を機に離職・転職した方は、2011（平成23）年10月から2012（平成24）年9月までの1年間で、約10万人となっている。介護を機に離職した理由は、男女ともに、「仕事と介護の両立が難しい職場だったため」との割合が最も高くなっている。東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020（平成32）年には、いわゆる団塊の世代が70歳を超える。日本の大黒柱、団塊ジュニア世代が大量離職すれば、経済社会は成り立たない。そのため、介護しながら仕事を続けることができる、「介護離職ゼロ」という明確な目標を掲げ、現役世代の「安心」を確保する社会保障制度へと改革を進めていくものである。

4 成長と分配の好循環の形成

強い経済、「成長」の果実なくして、「分配」を続けることはできない。

新たな第二・第三の矢により、子育てや介護をしながら仕事を続けることができるようにすることで、労働参加を拡大し、潜在成長率の底上げを図る。賃上げを通じた消費や民間投資を更に拡大し、成長戦略を進化させ、多様な方々の参加による多様性がイノベーションを通じた生産性向上を促し、更に経済を強くする。

他方で、子育て支援や社会保障の充実のためにも、強い経済が必要である。新たな第一の矢による成長の果実なくして、新たな第二の矢と第三の矢を放つことはできない。

つまり、新・三本の矢は、三つ全てがそろっていないと意味がないのであり、三本あわせて究極の成長戦略となるものである。

こうした成長と分配の好循環を形作っていくためには、新・三本の矢に加えて、これら三本の矢を貫く横断的課題である働き方改革と生産性向上という重要課題への取組みが必要となる。

第2節 ニッポン一億総活躍プランの検討経緯

我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、新たな三本の矢の実現を目的とする一億総活躍社会に向けたプランの策定等を審議するため、2015（平成27）年10月には内閣総理大臣を議長とし、関係閣僚と有識者からなる「一億総活躍国民会議」が設置され、概ね月1回のペースで精力的な議論が行われた。また、国民会議の開催と並行して、一億総活躍国民会議有識者委員が様々な立場の方と意見交換を行う「一億総活躍社会に関する意見交換会」や、安倍内閣総理大臣や加藤一億総活躍担当大臣が仙台や福岡など地域の国民と直接意見交換を行う「一億総活躍社会実現対話」を開催するなどして、一億総活躍社会の実現に向けた国民との意見交換が実施された。

国民会議においては、緊急に実施すべき措置として、2015年11月26日の一億総活躍国民会議（第3回）で、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策－成長と分配の好循環の形成に向けて－」（以下「緊急対策」という。）が取りまとめられた。

また、2016（平成28）年5月18日の一億総活躍国民会議（第8回）では、「ニッポン一億総活躍プラン」（案）が取りまとめられ、同年6月2日閣議決定された。

第3節 一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策

緊急対策では、「希望出生率1.8の実現」「介護離職ゼロ」という二つの目標達成に直結する政策に重点を置いた事業が盛り込まれ、中でも特に緊急対応を要する事業については、平成27年度補正予算に計上されることとなった。

平成27年度補正予算の主な内容は次のとおりであり、「希望出生率1.8」の実現に向けて2017（平成29）年度末までの保育の受け皿整備量を40万人から50万人分に上積みすることや、「介護離職ゼロ」の実現に向けて介護の受け皿を2020年代初頭までに約38万人分以上から約50万人分以上に拡大することなどを柱として、2016（平成28）年1月20日に成立した。

●平成27年度補正予算の主な内容

【「希望出生率1.8」に直結する緊急対策】

- ・3年以内の既卒者及び中退者を対象とした助成金制度の創設。
- ・キャリアアップ助成金について、有期雇用から正規雇用への転換等に係る助成の拡充。
- ・不妊治療への初回の助成額の増額と、男性不妊治療の助成を拡大。
- ・小児医療施設及び周産期医療施設の設備整備。
- ・「待機児童解消加速化プラン」に基づく認可保育所等の整備を前倒し。（2017年度末までの整備拡大量：40万人分→50万人分）
- ・保育所等が保育補助者の雇上げに要する費用や、潜在保育士再就職時の就職準備金等の貸付事業を創設。保育所のICT化の支援。
- ・保育士の人件費について、国家公務員の給与改定に準じた内容を公定価格に反映。
- ・資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、養成機関の入学準備金・就職準備金を貸

付。

- ・児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付。 等

【「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策】

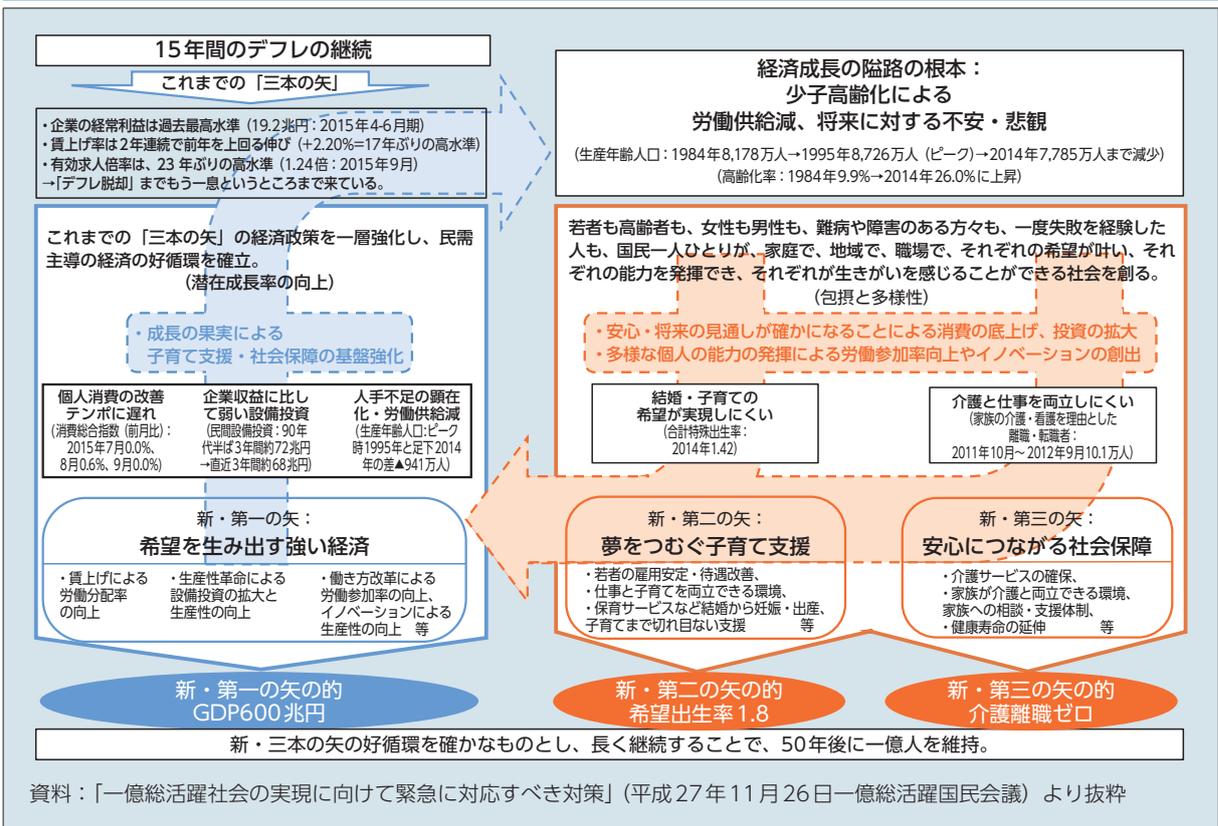
- ・2020年代初頭までに、介護施設・在宅サービスやサービス付き高齢者向け住宅の整備量を約12万人分上乘せし、約50万人分以上に拡大。
- ・離職した介護人材に対する再就職準備金貸付制度の創設。介護福祉士を目指す学生に対する修学資金等の貸付事業の拡充。
- ・介護施設等の介護ロボット導入の支援。
- ・障害福祉サービス事業所等の整備の補助。 等

【「名目GDP600兆円」の強い経済実現に向けた当面の緊急対策】

- ・アベノミクスの成果の均てんの観点から、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者に対する給付金の支給。 等

図表特-3-1

一億総活躍社会は少子高齢化に直面した我が国経済の活性化策
- 包摂と多様性による持続的成長と分配の好循環 -



第4節 ニッポン一億総活躍プラン

1 ニッポン一億総活躍プランの内容

ニッポン一億総活躍プランは、一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である「働き

方改革」の方向を提示したうえで、新たな三本の矢の目標の実現に向けた取組みの方向について、具体的に記載している。また、新たな三本の矢の目標の達成に向けて、どのような施策をいつ実行するのかを「ロードマップ」*1の形で提示している。ロードマップでは、個別の政策課題ごとに、関連する施策を列挙し、可能な限り定量的な指標も掲げながら、施策の検討・実施時期を具体的に期限を区切って定めている。ロードマップの進捗状況については、今後継続的に調査し、必要に応じて見直しを行っていく。

2 ニッポン一億総活躍プランにおける厚生労働省の取組み

一億総活躍社会の実現に必要な施策の多くは、厚生労働省が担当する分野であり、以下に主な内容を紹介する。

(1) 一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である働き方改革の方向

一億総活躍社会の実現に向けた最大のチャレンジは働き方改革である。多様で柔軟な働き方が可能となるよう、社会の発想や制度を大きく転換しなければならない。このため、次の内容に取り組んでいく。

(同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善)

女性や若者などの多様で柔軟な働き方の選択を広げるためには、我が国の労働者の約4割を占める非正規雇用労働者の待遇改善は待ったなしの課題である。このため、正規か、非正規かといった雇用の形態にかかわらず均等・均衡待遇を確保し、同一労働同一賃金の実現に踏み込む。

プロセスとしては、労働契約法、パートタイム労働法、労働者派遣法の的確な運用を図るため、どのような待遇差が合理的であるかまたは不合理であるかを事例等で示すガイドラインを策定し、これを通じ、不合理な待遇差として是正すべきものを明らかにする。そして、その是正が円滑に行われるよう、欧州の制度も参考にしつつ、不合理な待遇差に関する司法判断の根拠規定の整備、非正規雇用労働者と正規労働者との待遇差に関する事業者の説明義務の整備などを含め、労働契約法、パートタイム労働法及び労働者派遣法の一括改正等を検討し、関連法案を国会に提出する。

これらにより、正規労働者と非正規雇用労働者の賃金差について、欧州諸国に遜色のない水準を目指す。

また、最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていき、全国加重平均が1000円となることを目指す。このような最低賃金の引上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図っていく。

(長時間労働の是正)

長時間労働は、仕事と子育てなどの家庭生活の両立を困難にし、少子化の原因や、女性のキャリア形成を阻む原因等となっている。これを是正し、多様なライフスタイルを可能にし、ひいては生産性の向上につなげる必要がある。そこで、長時間労働の背景として、

*1 「ロードマップ」の詳しい内容については、首相官邸ホームページ (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusokatsuyaku/pdf/plan1.pdf>) を参照

親事業者の下請代金法・独占禁止法違反が疑われる場合に、中小企業庁や公正取引委員会に通報する制度を構築し、下請などの取引条件にも踏み込んで長時間労働を是正する仕組みを構築する。さらに、労働基準法については、労使で合意すれば上限なく時間外労働が認められる、いわゆる36（サブロク）協定における時間外労働規制の在り方について、再検討を開始する。こうした取組みを通じ、時間外労働時間について、欧州諸国に遜色のない水準を目指す。

（高齢者の就労促進）

日本には、豊かな経験と知恵を持っているアクティブシニアが多いが、高齢者の7割近くが65歳を超えても働きたいと願っているのに、実際に働いている方は2割にとどまっている。このため、65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業等に対する支援を実施し、企業への働きかけを行う。また、継続雇用延長や定年延長を実現するための優良事例の横展開、高齢者雇用を支える改正雇用保険法の施行、企業における再就職受入支援や高齢者の就労マッチング支援の強化などを進める。

（2）「希望出生率1.8」に向けた取組みの方向

1 子育て・介護の環境整備

緊急対策では、保育の受け皿整備の拡大（40万人→50万人）を決定したが、ニッポン一億総活躍プランでは更に、求められる保育・介護サービスを提供するための人材の確保に向けて、安定財源を確保しつつ、保育士や介護人材の処遇改善、多様な人材の確保・育成、生産性向上を通じた労働負担の軽減、さらには安心・快適に働ける環境の整備を推進するなどの総合的対策が示されている。このため、次の内容に取り組む。

（保育人材確保のための総合的な対策）

保育士の処遇については、新たに「経済財政運営と改革の基本方針2015」等に記載されている更なる「質の向上」の一環としての2%相当の処遇改善を行うとともに、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにしつつ、キャリアアップの仕組みを構築し、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在4万円程度ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善を行う。また、児童養護施設等においても、その業務に相応の処遇改善を行う。なお、我が国の男女間の賃金格差について、男性を100とした場合の女性は、2005（平成17）年の65.9が2015（平成27）年には72.2と縮小傾向にあるものの、未だ格差があり、しっかりと取り組んでいかなければならない課題である。女性活躍推進法や同一労働同一賃金に向けた取組みを進める中で、今後、全体として、男女の賃金差を縮めていき、保育士についても、必要に応じて、更なる処遇改善を行う。

また、多様な保育士の確保・育成に向けて、保育士を目指す学生に返済を免除する月5万円の修学資金貸付制度を拡充し、いったん仕事を離れた人が再び仕事に就く場合の20万円の再就職準備金貸付制度を創設した。さらに、保育所が保育補助者を雇用して保育士の負担を軽減する場合には、約295万円の返還免除付きの貸付を行う事業を創設した。このような施策については、更なる充実を図る。さらに、ICT等を活用した生産性向上による労働負担軽減、保育士の勤務環境の改善などに取り組んでいく。

このように、保育の受け皿整備に加えて、保育士の処遇改善、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減を柱として9万人の保育人材の確保に総合的に取り組み、待機児童解消の実現を目指す。

(放課後児童クラブ・放課後子供教室の整備及び一体実施)

保育の受け皿に加えて、いわゆる小1の壁を打破する必要があることから、2019（平成31）年度末までに放課後児童クラブ30万人の追加的な受け皿整備を進め、全小学校区に当たる約2万か所で放課後児童クラブと放課後子供教室を連携して事業実施し、その半分に当たる約1万か所で一体として事業実施する。さらに、放課後児童クラブについて、経験等に応じた職員の処遇改善や業務負担軽減対策を進めるとともに、追加的な受け皿整備を2018（平成30）年度末に前倒して実現するための方策を検討する。

2 すべての子供が希望する教育を受けられる環境の整備

すべての子供が夢に向かって頑張ることができる社会をつくるためには、未来を担う子供たちへの投資を拡大し、格差対策などを通じて、誰にもチャンスがある一億総活躍社会を創っていく必要がある。こうした観点から、次の内容に取り組む。

(ひとり親家庭や多子世帯等への支援)

幼児教育の無償化拡大によって所得の低い世帯では第二子は半額、第三子以降は無償とする。ひとり親家庭への支援については、児童扶養手当の機能を充実し、第二子は36年ぶり、第三子以降は22年ぶりに加算額を最大で倍増した。さらに、放課後児童クラブ等が終わった後の地方自治体による子供の居場所づくりを支援する。この際、子供の生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行う。児童養護施設や里親の下で育った子供の進学支援のため、毎月家賃相当額に加え生活費を貸し付け、就業継続等の条件により返還を免除する制度を本年度から創設したところ、今後も必要な対応を検討していく。また、いわゆる団塊ジュニア世代の人口構造上の重要性も踏まえつつ、多子世帯への支援を推進する。

児童虐待の問題に社会全体で対応し、児童の最善の利益が優先して考慮されるよう、児童相談所の専門性強化等による発生時の迅速・的確な対応に加え、予防から児童の自立支援（家庭養護の推進等）に至るまでの総合的な対策を進める。これを踏まえ、児童保護手続における裁判所の関与の在り方や、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。

3 女性活躍

我が国にはポテンシャルを秘めた女性が数多くおり、一人ひとりの女性が自らの希望に応じて活躍できる社会づくりを加速する必要がある。女性の活躍が一億総活躍の中核であるとの認識のもと、就職支援、働く環境の整備などに取り組んでいく。具体的には、子育て等で一度退職した正社員が復職する道が一層開かれるよう、企業への働きかけを行う。また、大学・専修学校等における実践的な学び直し機会の提供を図るとともに、マザーズハローワーク事業について、拠点数の拡充及びニーズを踏まえた機能強化を図る。さらに、2016（平成28）年4月から全面施行された女性活躍推進法に基づき、企業における女性活躍のための行動計画の策定・女性の活躍状況に関する情報公表などを推進する。

さらに、多様な正社員、テレワークの普及など女性が働きやすい環境整備、職場におけるハラスメントの防止に向けた取組み等を推進する。

4 若者・子育て世帯への支援

子育て中の保護者の約4割が悩みや不安を抱えていることに鑑み、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施する子育て世代包括支援センターについて、児童福祉法等改正により市町村での設置の努力義務等を法定化し、2020（平成32）年度末までの全国展開を目指す。

また、不妊に悩む方が増加している現状を踏まえ、不妊専門相談センターを2019年度までに全都道府県・指定都市・中核市に配置して相談機能を強化し、不妊治療支援の充実に継続するとともに、不妊治療をしながら働いている方の実態調査を行い、必要な支援を検討する。

さらに、地域において分娩を扱う施設の確保など、小児・周産期医療体制の充実を図る。子どもの医療制度の在り方等に関する検討会での取りまとめを踏まえ、国民健康保険の減額調整措置について見直しを含め検討し、年末までに結論を得る。

5 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者等の活躍支援

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者（発達障害者など）等に対して、個々人の特性に応じて将来の目指すべき姿を描きながら、医療、福祉、教育、進路選択、中退からの再チャレンジ、就労などについて、専門機関が連携して伴走型の支援に取り組む。さらに、若年無業者等についても、ハローワーク、地域若者サポートステーション、自治体、NPO等の関係機関が連携して、就労・自立に向けた支援に取り組む。

(3) 「介護離職ゼロ」に向けた取組みの方向

1 介護の環境整備

(介護人材確保のための総合的な対策)

緊急対策では、在宅・施設サービスの整備の拡大（38万人以上→50万人以上）を決定したが、本プランでは更に、介護人材の処遇について、競合他産業との賃金差がなくなるよう、2017（平成29）年度からキャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の改善を行う。この際、介護保険制度の下で対応することを基本に、予算編成過程で検討する。なお、障害福祉人材の処遇についても、介護人材と同様の考え方に立って予算編成過程で検討する。

また、多様な介護人材の確保・育成に向けて、介護福祉士を目指す学生に返済を免除する月5万円の修学資金貸付制度や、いったん仕事を離れた人が再び仕事に就く場合の20万円の再就職準備金貸付制度の更なる充実、高齢人材の活用等を図る。また、人材確保のためには、給与のみならず、労働負担の軽減も含めた総合的な取組みが必要である。このため、介護ロボットの活用促進やICT等を活用した生産性向上の推進、行政が求める帳票等の文書量の半減などにも取り組む。さらに、改正介護休業制度の着実な実施や、介護休業の取得促進に関する周知・啓発の強化を行うなど、仕事と介護の両立が可能な働き方の普及を促進する。

このように、介護の受け皿整備に加え、介護の仕事の魅力を向上し、介護人材の処遇改

善、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減を柱として25万人の介護人材の確保に総合的に取り組む。

2 健康寿命の延伸と介護負担の軽減

健康寿命が延伸すれば、介護する負担を減らすことができ、高齢者本人も健康に暮らすことができるようになるため、健康寿命の延伸は一億総活躍社会の実現にとって重要である。このため、生涯を通じた予防により、平均寿命を上回る健康寿命の延伸加速を実現し、2025（平成37）年までに健康寿命を2歳以上延伸するとの目標を掲げた。対策としては、自治体や医療保険者、雇用する事業主等が、意識づけを含め、個人が努力しやすい環境を整える。また、老後になってからの予防・健康増進の取組みだけでなく、現役時代からの取組みも重要であり、必要な対応を行う。

3 障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援

一億総活躍社会を実現するためには、障害者、難病患者、がん患者等が希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備する必要がある。このため、就職支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、障害者の身体面・精神面にもプラスの効果がある農福連携の推進、ICTの活用、就労のための支援、慢性疼痛対策等に取り組む。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、ユニバーサルデザインの社会づくり（心のバリアフリー、街づくり）を推進するとともに、障害者のスポーツ、文化芸術活動の振興を図る。

4 地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

おわりに

一億総活躍社会の実現に向けては、長期的かつ継続的な取組みが必要である。そのため、「経済・財政再生計画」の枠組みの下、安定した恒久財源を確保しつつ、施策の充実を検討していくことが重要である。

日本にとって最も重要な課題をロードマップにおいて示し、真に効果的な施策に重点化して推進する。ここに盛り込まれた施策のうち、保育士、介護職員等の処遇改善など、特に急を要するものについては、速やかに実施していくなど、機動的な政策運営を行うことが求められるものである。

また、一億総活躍社会を実現するためには、政府による環境整備の取組みだけでは限界があり、多様な生活課題について住民参画の下に広く地域の中で受け止める共助の取組みを進めることが期待される。

さらに、民間の各主体が、経済社会の担い手として新たな行動に踏み出すことが不可欠

である。多様で柔軟な働き方改革をはじめとして、国民一人ひとりの経済活動・社会生活に強い影響力がある企業には、積極的な取組みが期待される。